

専決処分について（大容量ポータブル蓄電池の買入れの変更について）

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定及び立川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和38年立川市条例第68号）第3条の規定による。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

大容量ポータブル蓄電池の買入れの変更について

令和 2 年 3 月 26 日

立川市長 清 水 庄 平

大容量ポータブル蓄電池の買入れの変更について

大容量ポータブル蓄電池の買入れについて（令和２年２月26日議決、立川市議案第34号）を次のとおり変更し、契約を締結する。

記

- 1 契約の方法 随意契約
- 2 納 期 限 令和２年３月３１日

(参 考)

大容量ポータブル蓄電池の買入れの変更について

変更対照表

区 分	新 契 約	現 契 約
契 約 の 目 的	変更なし	大容量ポータブル蓄電池購入
契 約 の 方 法	<u>随意契約</u>	<u>電子による条件付き一般競争入札</u>
契 約 の 金 額	変更なし	57,750,000円
契 約 の 相 手 方	変更なし	東京都渋谷区笹塚3丁目33番4号 株式会社ヨコモリ電池屋コーポレーション 代表取締役 横 森 英 俊
納 期 限	<u>令和2年3月31日</u>	<u>令和2年3月26日</u>
品 名 及 び 数 量	変更なし	大容量ポータブル蓄電池 70 台